

過疎対策について

総務省自治行政局過疎対策室

過疎対策について

1 過疎対策の経緯

- 「**過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法**」(議員立法)に基づき、過疎対策を実施。
- 現行法は、令和3年3月成立、同年4月1日施行。
- 昭和45年以来、議員立法により五次にわたり制定。(全て全会一致により成立)

2 過疎地域の要件

- 市町村ごとに「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。  現在の過疎関係市町村は**885団体**
(**全市町村の51.5%**)

3 主な支援策

(1) 過疎法に基づく施策

- ① **過疎対策事業債** (令和7年度計画額 5,900億円 (充当率100%、元利償還の70%を交付税措置))
- ② **国庫補助金の補助率かさ上げ** (統合に伴う公立小中学校校舎の整備等)
- ③ **税制特例** (所得税・法人税にかかる減価償却の特例)

※適用期限：令和9年3月31日まで (3年ごとに延長要望)

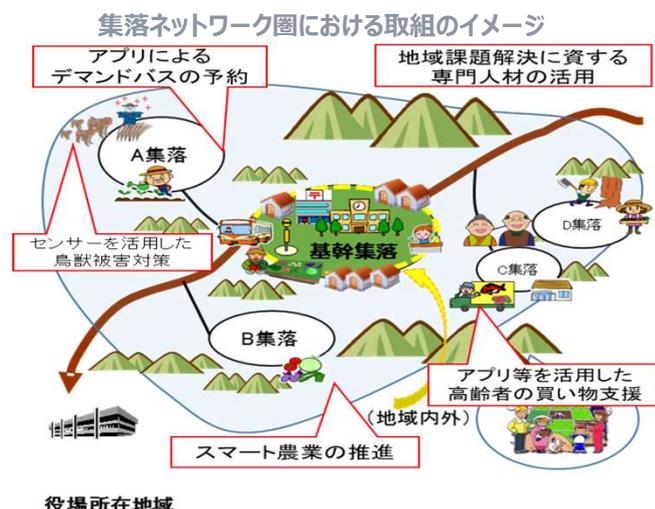
(2) その他の施策

過疎地域持続的発展支援交付金 (令和7年度当初予算額 8.0億円)

- 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。
(過疎地域以外の条件不利地域も対象) (定額補助)



【事業例】佐賀県伊万里市 (H29～) 地域公共交通 (バス)

黒川町まちづくり運営協議会が主体となり、住民アンケート、住民参加の検討委員会の開催により、

- ① バスの運行形態を見直し
- ② スマホ等で運行状況・乗換案内の確認等ができるアプリの開発

【効果】コミュニティバス利用者数の増加、地域コミュニティ活性化



2 過疎地域持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村・都道府県が実施するICT等技術活用事業、人材育成事業を支援。(都道府県は人材育成事業のみが対象)

(市町村：定額補助 都道府県：6/10、1/2補助)

【事業例】熊本県水俣市 (R3～) 遠隔診療

水俣市立総合医療センターとへき地診療所、市内医療機関、介護施設等(13箇所)を結んだオンライン診療を実証的に実施。



3 過疎地域集落再編整備事業

過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等の事業に対して補助。
(1/2補助)

4 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助。(1/3補助)

過疎地域における事業用設備に係る割増償却

1. 内容

過疎地域内で個人又は法人が設備を取得等して事業の用に供した場合に5年間の**割増償却が可能**（所得税、法人税）

→ **課税の繰り延べ効果が発生し、設備投資直後の企業の資金繰りを支援**

事業者の規模 (資本金)		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 (取得、製作、建設、改修)	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設	
対象業種 ・ 取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
対象設備・償却率		機械等：普通償却限度額の32% 建物等：普通償却限度額の48%		
減価償却の方法		割増償却（最大5年間適用）		

2. 適用期限

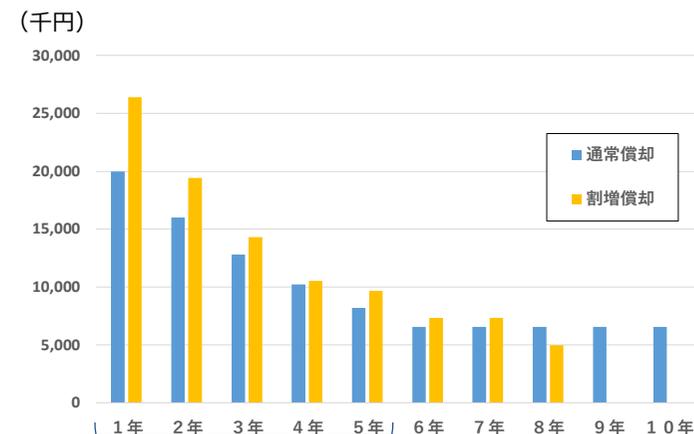
令和9年3月31日まで（令和6年度から3年間）

3. 適用要件

過疎市町村計画に「産業振興促進事項」区域、対象業種等を記載

【割増償却のイメージ】

取得価額1億円の機械を購入し、減価償却資産の耐用年数を10年、定率法による償却とした場合。



償却開始から5年間は割増償却を適用

過疎地域における地方税の減収補てん措置

1. 内容

過疎地域において事業用設備を取得等した場合等の地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）を課税免除等した場合について、減収補填措置が講じられている。

● 製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等

- 過疎地域内で個人又は法人が事業用設備を取得等した場合

事業者の規模 (資本金)		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 (取得、製作、建設、改修)	機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新增設	
対象業種	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
取得価額	農林水産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上		

➤ 条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るもの
不動産取得税	当該設備に係る家屋、当該家屋の敷地である土地
固定資産税	当該設備に係る家屋、機械・装置、構築物、当該家屋の敷地である土地

都道府県又は市町村の減収分の75%を
普通交付税で補てん

(最初に課税免除等を行った年度から3年間※1)

※1：不動産取得税は当該年度分。

● 畜産業・水産業※2 ※2：過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

- 個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超～1/2以下の場合

➤ 条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	各年の所得金額
-----	---------

都道府県の減収分の75%を普通交付税で補てん

(最初に課税免除等を行った年度から5年間)

2. 適用期限

令和9年3月31日まで（令和6年度から3年間）

3. 適用要件

過疎市町村計画に「産業振興促進事項」区域、対象業種等を記載

集落支援員

過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

集落支援員の活動イメージ

■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

- 対象経費
- ① 集落支援員の設置
 - ② 集落点検の実施
 - ③ 集落における話し合いの実施
 - ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

に要する経費

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

専任※ 500万円 ※兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む。
兼任 40万円

※ 国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

配置状況(R5年度)

専任 2,214人

兼任 2,922人
(自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

- 約 4 割が60代
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

都道府県過疎地域等政策支援員について

- 過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じる。

対象団体

都道府県

対象経費

都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）

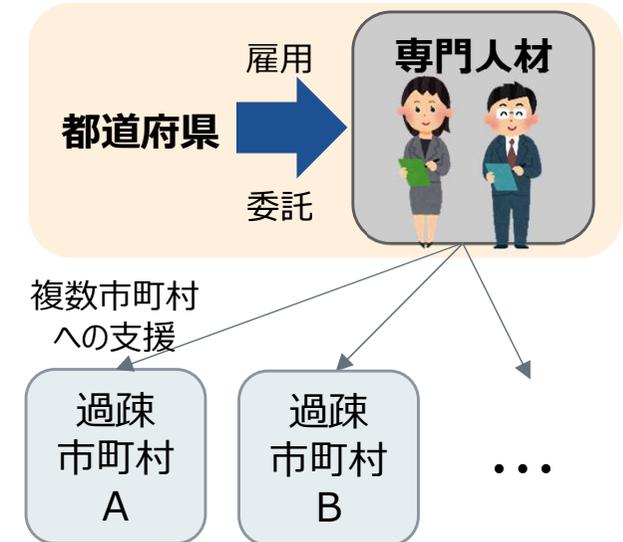
要件

- ① 過疎地域その他の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄）を有する複数の市町村への支援が対象
- ② 市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること
- ③ 都道府県の過疎計画に記載があること 等

財政措置

- ・対象経費の上限額 年間560万円／人 ・措置率0.5
- ・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】



業務の例

- 産業振興（農林水産業）
 - …販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等
- 産業振興（商工業、その他）
 - …サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援 等
- 産業振興（観光）
 - …観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等
- 地域における情報化
 - …情報通信技術の利活用 等
- 地域公共交通の確保
 - …地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等
- 生活環境の整備
 - …水道事業経営 等
- 高齢者等の保健・福祉
 - …地域包括ケアシステム、子育て支援 等
- 医療の確保
 - …医療政策支援 等
- 教育の振興
 - …ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等
- 集落の整備
 - …集落対策、空家対策 等
- 地域文化の振興
 - …文化財保護 等
- 再生可能エネルギーの利用推進
 - …再生可能エネルギーの導入支援 等